

令和 8 年 第 4 回

印西市農業委員会総会議事録

令和 8 年 4 月 1 4 日（火）

印西市農業委員会

印西市農業委員会告示第 6 号

令和 8 年第 4 回印西市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 8 年 4 月 6 日

印西市農業委員会会長 篠 田 道 雄

- 1 期 日 令和 8 年 4 月 1 4 日（火）
- 2 時 間 午後 2 時
- 3 場 所 農業委員会会議室（庁舎別館 1 階）

令和8年第4回印西市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年4月14日（火）午後2時

場 所 農業委員会会議室（庁舎別館1階）

招集者 印西市農業委員会会長 篠 田 道 雄

議 事 日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会務の報告

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第3号 農地法第46条の規定による国有農地の売払いに関する意見について

日程第 6 議案第4号 「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について

日程第 7 諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

日程第 8 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分について

日程第 9 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する専決処分について

日程第10 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第11 報告第4号 農地法各条項別知事許可等処理報告について

日程第12 第1小委員会委員長からの報告について

出席委員（26名）

農業委員

1 番	大 久 保	優	2 番	石 井	光 一
3 番	小 川	憲 通	4 番	五 十 嵐	義 弘
5 番	米 井	絹 恵	6 番	武 藤	悟
7 番	岩 井	猛 和	8 番	山 崎	幸 雄
9 番	森 田	文 雄	10 番	伊 藤	英
11 番	篠 田	道 雄			

農地利用最適化推進委員

第1担当区域	石	橋	孝	雄	第1担当区域	小	川	幹	雄
第2担当区域	齋	藤	信	一	第2担当区域	湯	浅	静	夫
第3担当区域	宮	嶋		茂	第3担当区域	渡	邊	勝	久
第4担当区域	芝	倉	和	夫	第4担当区域	宮	内	弘	行
第5担当区域	笠	井	重	幸	第5担当区域	柴	海	祐	也
第5担当区域	中	村	夏	子	第6担当区域	河	村	錦	一
第6担当区域	塩	澤	幸	雄	第7担当区域	押	田	正	光
第7担当区域	富	岡	義	一					

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局長	武	藤	克	則	係	長	颯	佐	学
係	長	内	藤	勝	弘				

◎開 会

(午後 2 時 0 2 分)

議 長 それでは、これより会議を開きます。

本日出席されております農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は15名です。会議規則第8条の規定により、出席されている農業委員が定数の過半数に達しておりますので、これより令和8年第4回農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会に際して、傍聴の申出はありません。

議 長 それでは、本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでございますので、ご了承願います。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

会議規則第22条第2項の規定により、2番、石井委員と3番、小川委員を指名いたします。

◎会務の報告

議 長 日程第2、会務の報告をお願いします。

武藤事務局長。

事務局長 それでは、令和8年第3回総会以降の会務の報告をいたします。

(事務局報告)

事務局長 会務の報告につきましては以上でございます。

議 長 これで日程第2、会務の報告を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第1号について説明】

事 務 局 以上4件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案第1号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

4番、五十嵐委員。

五十嵐委員 4番、五十嵐です。議案第1号1番について、事前審査報告を行います。

資料1ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は農業規模拡大のためです。契約内容は売買です。売買金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

5ページの営農計画書を御覧ください。申請土地選定理由は、すぐ隣に続いているため耕作しやすいです。

年間作付計画は、4月から9月、作目、稲です。農作業従事延べ日数は約130日です。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第5担当区域の笠井委員。

笠井委員 特に問題ありません。

議 長 続いて、柴海委員。

柴海委員 問題ありません。

議 長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号1番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号1番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号2番について、第1担当区域の小川推進委員は関係者となりますので、会議規則第16条の規定に基づき、ご退席をお願いいたします。

(小川(幹)委員 退席)

議 長 それでは、再開いたします。

議案第1号2番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

9番、森田委員。

森田委員 9番、森田です。議案第1号2番について、事前審査報告を行います。

農地の所有権移転の申請です。7ページを御覧ください。

申請理由は農業経営規模の拡大です。契約内容は売買です。売買金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は農家要件を満たしております。

土地選定理由、作付計画、その他は記載のとおりです。

事前審査会において写真により農地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第1担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第1担当区域の石橋委員。

石橋委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号2番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号2番は、許可とすることに決定しました。

ここで、小川推進委員の退席を解きます。

どうぞお入りください。

(小川(幹)委員 着席)

議長 次に、議案第1号3番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

7番、岩井委員。

岩井委員 7番、岩井です。議案第1号3番について、事前審査報告を行います。

農地の所有権移転の申請です。13ページを御覧ください。

申請理由は農業経営規模の拡大のため、契約内容は売買、金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

17ページを御覧ください。営農計画書、土地選定理由は申請者の家から近く、耕作に便利
なため。

年間作付計画は、記載のとおり4月から9月で水稻、通年でネギ、サツマイモです。従事
日数は約250日となっております。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対して聞き取り調査を実施しま
した。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で審査報告を終わります。

議長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第7担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありました
らお願いします。

第7担当区域の押田委員。

押田委員 問題ありません。

議長 続いて、富岡委員。

富岡委員 問題ありません。

議長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号3番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第1号3番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号4番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

6番、武藤委員。

武藤委員 6番、武藤です。議案第1号4番について、事前審査報告を行います。

総会資料19ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は農業経営規模の拡大です。契約内容は売買、売買金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数など、農家要件を満たしております。

営農計画ですが、土地選定理由は、自宅から近いため。

年間作付計画は、作付時期、4月から9月、地目は水稻、育苗、農作業従事日数は約100日。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第5担当区域の笠井委員。

笠井委員 問題ありません。

議長 続いて、柴海委員。

柴海委員 問題ありません。

議長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ありません。

議長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号4番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号4番は、許可とすることに決定しました。

◎議案第2号

議 長 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお願いいたします。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第2号について説明】

事務局 以上9件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案第2号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

9番、森田委員。

森田委員 9番、森田です。議案第2号1番について、事前審査報告を行います。

農地の転用を伴う所有権移転の申請です。25ページを御覧ください。

転用目的は、貸し資材置場用地への転用です。

転用の時期は、着手予定、許可後、完了予定、着工より1か月後。

本計画地は第2種農地となります。

事業計画書を御覧ください。計画施設内容、土地選定理由、その他は記載のとおりです。

他法令については、他法令進捗状況一覧表のとおりです。

事前審査において現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上で終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第7担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第7担当区域の押田委員。

押田委員 問題ありません。

議 長 続いて、富岡委員。

富岡委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号1番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号1番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号2番、3番については関連がありますので、一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

4番、五十嵐委員。

五十嵐委員 4番、五十嵐です。議案第2号2番、議案第2号3番については関連がありますので、一括して事前審査報告を行います。

資料41ページです。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、建築条件付売買予定地への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用の時期は、着手予定、許可後、完了予定、令和8年8月31日です。

施設の概要は、建築条件付売買予定地14棟です。

事業計画書を御覧ください。48ページです。計画施設内容は記載のとおりです。

土地選定理由も記載のとおりです。

地目別面積、用排水計画、防災計画、周辺農地、隣接農地所有者への説明状況等は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議 長 それでは、意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号2番、3番については、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号2番、3番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号4番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

5番、米井委員。

米井委員 5番、米井です。議案第2号4番について事前審査報告を行います。

59ページを御覧ください。転用目的は、専用住宅への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用の時期は、着手予定、令和8年5月20日、完了予定、令和8年10月31日。

施設の概要は、戸建て専用住宅1棟です。面積は記載のとおりです。

62ページ、事業計画書を御覧ください。計画施設内容、記載のとおりです。

土地選定理由、これも記載のとおりです。

地目別面積、用排水計画、隣接周辺農地への被害防除、隣接農地への説明状況は記載のとおりです。

他法令等については、他法令等進捗状況一覧表のとおりです。

事前審査会において聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号4番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号4番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号5番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

5番、米井委員。

米井委員 5番、米井です。議案第2号5番について事前審査報告を行います。

転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、専用住宅用地への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用の時期は、令和8年7月3日、完了予定、令和8年10月31日。

転用計画、施設の概要は専用住宅1棟です。建築面積は記載のとおりです。

72ページの事業計画書を御覧ください。計画施設内容、記載のとおりです。

土地選定理由、これも記載のとおりです。

地目別面積、用排水計画、防災計画、周辺農地への被害防止対策、隣接農地所有者への

説明状況は記載のとおりです。

他法令等については、他法令等進捗状況一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、聞き取り審査を実施しました。書類も全て整っており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

山崎委員 よろしいですか。

議 長 どうぞ。

山崎委員 この2件、議案第2号の4番と5番の2件は先月出た転用申請の続きだと思うのですが、同じ不動産業者だと思うのですが、本人は審査会にいたのですか。

米井委員 代理の方でした。

山崎委員 やっぱり来ないですか。

米井委員 はい。

山崎委員 不動産業者も来ないし、地主も来ないのですか。

米井委員 はい。

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号5番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号5番は、許可相当とすることに決定しました。

では、ここで15分ぐらい休憩したいと思います。15分まで。

事務局 3時15分まで休憩とします。

(午後3時02分)

議長 それでは、再開いたします。

(午後3時17分)

議長 議案第2号7番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

5番、米井委員。

米井委員 5番、米井です。議案第2号7番について事前審査報告を行います。

91ページを御覧ください。転用を伴う使用貸借権設定の申請です。

転用目的は、一戸建て住宅への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用の時期は、令和8年6月15日、完了予定、令和8年9月30日。

施設の概要は、一戸建て住宅1棟です。建築面積は記載のとおりです。

94ページ、事業計画書を御覧ください。計画施設内容は記載のとおりです。

土地選定理由、これも記載のとおりです。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

議長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議長 それでは、意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号7番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号7番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号8番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

6番、武藤委員。

武藤委員 6番、武藤です。議案第2号8番について、事前審査報告を行います。

総会資料101ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的、計画も専用住宅用地への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用の時期は、着手予定、許可後、完了予定は令和8年12月28日。

施設の概要は、専用住宅1棟。

資料の104ページ、事業計画書を御覧ください。計画施設内容、土地選定理由は記載のとおりです。

地目別面積、用排水計画や隣接農地所有者への説明状況等も記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か意見ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号8番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号8番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号9番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

4番、五十嵐委員。

五十嵐委員 4番、五十嵐です。議案第2号9番について、事前審査報告を行います。

資料111ページです。農地の転用を伴う地上権設定の申請です。

本計画地は第2種農地となります。

転用目的は、太陽光発電施設用地への転用です。

転用の時期は、着手予定、令和8年5月10日、完了予定、令和8年5月31日です。

施設の概要は、太陽光発電用地です。

118ページの事業計画書を御覧ください。計画施設内容は、パネル156枚、パネル総容量99.06キロワット、パワコン9台、パワコン総容量44.55キロワットです。

土地選定理由は記載のとおりです。

地目別面積、用排水計画、防災計画、隣接農地所有者への説明状況等は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第5当区域の笠井委員。

笠井委員 問題ありません。

議 長 続いて、柴海委員。

柴海委員 問題ありません。

議 長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ありません。

議 長 ここ現場見に行くのに大変だったのではないの、大桜の見学であの辺で渋滞するから。

笠井委員 いや、全然混んでいなかったです。

議 長 混んでいなかったか。

笠井委員 はい、大丈夫でした。

議 長 それでは、意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

山崎委員。

山崎委員 これ地上権設定で地代を払うのに、何でこれ土地代金が入っているの、買うわけではないのに。

議 長 これ、では事務局。

事務局 土地代金のところは、地上権ということで30年間のトータルの金額をここに入れて経費として計上している感じです、30年間。

山崎委員 30年ですか。30年分の地代か。

事務局 30年分の地代になります。

議 長 それでは、ほかに質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号9番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号9番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号10番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

6番、武藤委員。

武藤委員 6番、武藤です。議案第2号10番について、事前審査報告を行います。

総会資料129ページを御覧ください。農地の転用を伴う賃貸借権設定です。

転用目的、計画も駐車場用地への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用の時期は、着手予定、令和8年5月7日、完了予定、令和8年6月7日です。

施設の概要は、駐車場19台。

資料の134ページの事業計画書を御覧ください。計画施設内容、土地選定理由ともに記載のとおりです。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 この駐車場は、今ある洋菓子店の駐車場が狭いので、その地続きに拡張して借りるということみたいです。だから、問題はないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号10番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号10番は、許可相当とすることに決定しました。

◎議案第3号

議 長 日程第5、議案第3号 農地法第46条の規定による国有農地の売払いに関する意見

についてを議題といたします。

本案件は、第6担当区域、河村推進委員は関係者となりますので、会議規則第16条の規定に基づき、ご退席をお願いいたします。

(河村委員 退席)

議長 それでは、再開いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の8ページをお願いいたします。議案第3号 農地法第46条の規定による国有農地の売払いに関する意見についてでございます。

本案につきましては、このたび農林水産省が管理している国有農地について、前回の総会でもございました地先と同様に、一般競争入札により農地法の規定による農業利用を目的とした売払いを実施する旨の公示がなされたことに伴いまして、その入札に参加するための申込者が農地法に規定する売払いの相手方として該当するか否かについて、農業委員会の意見を求められたものでございます。

審査内容につきましては、農地法第3条の許可申請と同様に、農地の取得者として適格者であるか否かについてご審議していただくものとなります。

【議案第3号について説明】

事務局 以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

議案第3号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

7番、岩井委員。

岩井委員 7番、岩井です。議案第3号1番について、事前審査報告を行います。

審査内容は、国有農地の一般競争入札への参加申込みがあったことから、農地法施行規則第95条の規定による売払いの相手方として該当するか否かについて審査したものでございます。

資料の143ページを御覧ください。国有農地一般競争入札における国有財産売払いの公示書の写しになります。

1番として、売払い物件は記載のとおりです。

2番、入札参加者に必要な資格といたしましては、本件国有農地の売払いは農業利用を目的とした売払いのため、農地法第3条の許可を受けられる者であることが条件になります。

3番、4番の問合せ先及び入札参加申込書の提出期限は記載のとおりで、申込期限は既に

過ぎており、入札日は令和8年4月28日です。

続いて、資料144ページを御覧ください。国有財産競争入札参加申込書の写しとなります。申込者は記載のとおりで、次ページからは申込者の経営の実態及び営農状況等記載されており、農家台帳とも相違ないことを確認しております。

事前審査会におきまして現地を確認し、書類による審査を実施いたしました。申込者の営農日数は農家要件を満たしており、また耕作の事業に必要な機械、労働力、技術力等も備わっており、さらには通作距離についても自宅に近接しているため、農地取得者として適しており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上のことから、申込者は売払い者に該当すると審査しましたことを報告いたします。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第7担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第7担当区域の押田委員。

押田委員 問題ありません。

議 長 続いて、富岡委員。

富岡委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号1番について、売払い者として該当することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第3号1番は、売払い者に該当すると答申することに決定しました。

ここで、河村推進委員の退席を解きます。

どうぞお入りください。

(河村委員 着席)

◎議案第４号

議 長 日程第６、議案第４号 「令和８年度最適化活動の目標の設定等」について議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第４号ですけれども、議案書の９ページを御覧ください。議案第４号 「令和８年度最適化活動の目標の設定等」についてをご説明いたします。

こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第３７条の規定により、農業委員会はその運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他、農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないと定められております。令和４年２月２日付、農水省経営局長通知、こちらにおきまして目標については前年度の３月末までに設定することとなっておりますので、今回議案として提出させていただいたものでございます。可決をいただいた際には、４月末までに公表及び千葉県へ報告となります。

それでは、次１０ページを御覧ください。令和８年度最適化活動の目標の設定等でございます。こちらのページでは、令和８年４月１日現在における農家及び農地等の概要など、農業委員会の現在の体制と農家・農地等の概要について記載しております。採用数値につきましては、５年ごとに実施されます２０２０年調査の農林業センサス及び農地台帳システム等に基づいて記入した数値となっております。経営体につきましては、前年と比較しますと認定農業者が８者増で８８者、認定新規就農者が４者、農業参入法人が２２者となっております。

続きまして、１１ページを御覧ください。Ⅱの最適化活動の目標です。次ページにわたって最適化活動の成果目標と活動目標を設定しております。１の（１）、②、目標の表を御覧ください。中段に今年度の新規集積目標として２４ヘクタール、累計で５１２ヘクタールを設定しております。こちら２４ヘクタールの積算根拠ですが、令和７年度末実績で４８８ヘクタール集積があったので、こちらの５％相当の数値を目標設定としております。

その下、１の（２）の②、遊休農地の解消目標では、令和３年度の利用状況調査により判明しました１１９ヘクタールを解消目標とし、基盤整備事業と連携しながら解消に取り組んでまいります。

次に、１２ページを御覧ください。（３）、②、新規参入の促進目標としては、過去３年間の権利移動面積の平均８５ヘクタールの１割相当で８．５ヘクタールを設定しました。

次に、２の（１）、最適化活動の活動目標についてですが、１人当たりの活動日数を月当たり６日としております。これは最適化交付金を受ける最低条件の日数となっております。

最後になりますが、（３）、新規参入相談会への参加目標についてですが、現段階では開催日時未定のため、仮で予定としておりますけれども、実施する際には相談役として数名の委員の方から参加いただきたいと思いますっております。

以上が令和８年度最適化活動の目標の設定となります。

今後の対応といたしましては、本日ご審議いただき、決定しました際には、４月末までに市のホームページに掲載をして公表を行い、また併せて県経由により国へ報告する予定となっております。どうかご審議いただけますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

何か質疑ございませんか。ここは大事なところだ。

湯浅委員。

湯浅委員 第２担当地域の湯浅ですけれども、最適化活動の月当たりの活動日数なのですが、平均６日という話をしている。これ最低６日の活動をしなければいけないという目標数値なのでしょうか。というのは、去年私活動したなと思って平均したら４．５日だったのです。６日も活動しなくてはいけないとしたら高いという認識をちょっと得たのですが、どうなのでしょう。

事 務 局 今日お配りした自己点検の表の指示に従って丸付けてもらえたらと思うのですが、その採点基準がありまして、提出いただいたシートを集計して最適化交付金の申請に実績数値として出すのですが、その際の採点基準として６日以上というのは一応一番最低点だという、そういうふうに決まっています。ですので、印西市としては実績が実際全部平均すると３日ぐらいになるのですけれども、結果としては大分下回っている状況になるので、国が示している基準だと、できれば月６日以上というのが一応最低ラインになっています。

湯浅委員 実際問題６日以下というのは、あの記載欄にないというのはどういうことなのか。

事 務 局 最低ラインなので、それ以下というのは記載必要なしということですので。

湯浅委員 分かった。１日８時間労働基準なのでしょうか。３０分でも１日ってみなすのでしょうか、業務で３０分で終わってしまう現地確認とか。

事 務 局 １日の中でそれこそ新規の方の相談受けたりとか遊休農地の確認に行ったりとか、いろいろ活動はあると思うのですが、それはそれぞれでカウントが可能ですが、時間として

それが何分以上とか、そういう目安は定められておりません。

芝倉委員 活動日の記録に残さないものもカウントしていいのですかね。

事務局 できるだけ書いていただきたいと思います。

事務局長 活動記録簿から、こちら拾っていますので、何か相談受けたり現地確認した場合は必ず書いておいていただければ、それが日数としてカウントされますので、ちょっとしたあれでもいいですから全て記入のほうをお願いいたします。

湯浅委員 最終確認ですが、例えば30分でも1カウントという考えで、私は1日でなるべく済まそうとして1日時間かけてやってしまっているのですが、それを大げさに言えば3日、4日に分けてやってもいいと、この仲間内の話ですから、そういう形で日数カウント、ちょっと現地すぐ近くを見に行くとかということで、皆さんに日数を増やしていただきたいということだと思うので、ほんのちょっと近くの現地を見に行くのも1回という形で、そういうふうに取り組んで日数的なものを皆さん6日という部分をクリアしていくようにしようということだそうです。

事務局長 日にち単位でカウントしていますので、記録簿に4日書いてあったら4日ということで、こちらは勘定しますから、お願いします。

議長 あまり厳密に考えないほうがいいよ。

大久保委員 1ついいですか。これ6日間の最低目標で、大分下回った場合は国からの補助金というのですか、何かそういうものに影響するのですか。予算が出ないということですか。

事務局 補助金申請の際に実績日数を記載するのですが、実際問題として印西市は活動部分で要望していないので、実質的には関係しません。ただ、実際にその交付金をもらおうと思ったら、そこまで活動してもらわないと対象になりません。

大久保委員 なるほど、あまり活動していないから、活動しなければいけないかなと思って、補助金もらえないと活動していない人の責任だと思って。

議長 これ次年度の目標だから、努力目標でお願いしますよ。

大久保委員 では、今年は何回か見に行くしかないな。

事務局長 あくまでも目標ということで、国から交付金いただく関係で今回つくっていますので、できるだけご協力いただければと思います。

あくまでも委員全体の平均で6日ということで、お願いします。

五十嵐委員 ここに農地パトロール入れていいのですか、自分ちの田んぼを見て回って、それなら毎日しますよ。

事務局長 その辺はお任せいたします。

あくまでも目標ということで、できる範囲でお願いします。

議長 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員です。

議案第4号は、原案のとおり可決しました。

◎諮問第1号

議長 長 日程第7、諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の13ページをお願いいたします。諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてでございます。

本計画案に対しまして、農業委員会の意見を求められたものでございます。

【諮問第1号について説明】

事務局 以上6件でございます。

議長 長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

諮問第1号について、意見なしと答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございます。

諮問第1号については、意見なしと答申することに決定しました。

◎報告事項

議 長 日程第8、報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の23ページをお願いします。報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてでございます。

【報告第1号について説明】

事務局 以上1件でございます。

議 長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第9、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する専決処分についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の24ページをお願いします。報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する専決処分についてでございます。

【報告第2号について説明】

事務局 以上3件でございます。

議 長 この案件につきましても、報告でございますので、ご了承願います。

日程第10、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の25ページをお願いいたします。報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

【報告第3号について説明】

事務局 以上5件でございます。

議 長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第11、報告第4号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の26ページをお願いいたします。報告第4号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてでございます。

農地法第5条の許可が8件でございます。

以上です。

議 長 この案件につきましても、報告でございますので、ご了承願います。

日程第12、第1小委員会委員長からの報告についてを議題といたします。

第1小委員会委員長、森田委員長、よろしくお願いします。

森田委員 9番、森田です。第1小委員会委員長報告を行います。

総会資料の最後に添付されております工事完了報告・転用事実確認証明願等一覧を御覧ください。令和8年4月6日、第1小委員会において、工事完了報告5件、転用事実確認証明願2件について現地確認を行ったところ、計画どおりの工事完了であり、転用事実につきましても確認をいたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

議 長 これは事前審査会において確認した事項の報告でございますので、ご了承願います。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

令和8年第4回農業委員会総会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後4時10分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する

令和8年4月14日

議 長 篠 田 道 雄

署 名 委 員 2 番 石 井 光 一

署 名 委 員 3 番 小 川 憲 通